

農業生産工程管理推進事業補助金実施要綱

制 定 2 9 生 畜 第 1 3 6 4 号
平 成 3 0 年 3 月 3 0 日
農林水産事務次官依命通知

第 1 趣旨

国際水準 G A P の実施及び認証取得の推進は、国産農畜産物の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農畜産業競争力の強化を図る観点から、極めて重要であり、未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）においても、「国産農林水産物の輸出増や国内での販路拡大に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、生産現場における国際水準の G A P（農業生産工程管理）の実施及び認証拡大」を推進することとされている。

このため、本事業においては、我が国の国際水準 G A P の実施及び認証取得の拡大が加速的に進展するために必要な施策を総合的に推進するものとする。

第 2 目的

我が国の農畜産業競争力の強化に向けて、国際水準 G A P の実施及び認証取得の拡大を図っていくために必要な施策を推進することを目的とする。

第 3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりとする。

第 4 事業の採択等

事業の採択基準については、生産局長が別に定める。

第 5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（生産局長が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1 に準じて行うものとする。

第 6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第 7 報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第 8 収益納付

1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、当該事業の実施に

伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、生産局長が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
農業生産工程管理推進事業 (1) 農産GAP拡大推進加速化事業 (2) 畜産GAP拡大推進加速化事業 要領 2	国際水準GAPに取り組む農業者の拡大に向け、GAP関連運動の推進や日本発GAP認証の国際化の推進を目的に以下の1又は2を行う取組を実施する。 1 GAP関連運動推進 要領 1－1 農作業安全運動や農薬危害防止運動等と連動し、食品安全、環境保全、労働安全等のGAPの取組内容に関する生産者の理解度向上に向けた研修会開催等の取組を実施する。 2 日本発GAP認証の国際化推進 要領 1－2 日本発GAP認証のGFSI承認による国際規格化等を促進するための取組を実施する。 日本版畜産GAP取得経営体数の増加及び国産畜産物に対する評価の向上を目的に次の1又は2を行う取組を実施する。 1 日本版畜産GAP認証取得等支援 (1) 日本版畜産GAP認証審査支援 日本版畜産GAP認証のための審査員育成の研修会の開催及び生産者等の認証取得の支援を実施する。 (2) 日本版畜産GAP指導推進支援 日本版畜産GAPの指導員育成の研修会の開催や、GAPに取り組む生産者への指導等の取組等の支援を実施する。 2 日本版畜産GAP推進等支援 (1) 認証農場生産の畜産物流通等対策 日本版畜産GAPにより生産された畜産物の分別流通管理方策の検討等の取組の支援を実施する。 (2) 日本版畜産GAP認証拡大支援 日本版畜産GAPの取得拡大のための差分審査、国際規格化に向けた国内外での情報収集等の取組の支援を実施する。 (3) GAP取得チャレンジシステム等推進 「GAP取得チャレンジシステム」の普及等を推進するとともに、同システムに取り組む生産者のGAP認証取得への誘導及び動物福祉に配慮した飼養管理の普及を図るため、研修会等の開催、生産者向けの自己点検システムの維持等の取組の支援を実施する。	1 生産局長が別に定める者から選定された団体

別表 2（第 5 関係）

農業生産工程管理推進事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
農産 G A P 拡大推進加速化事業の事業実施主体	生産局長
畜産 G A P 拡大推進加速化事業の事業実施主体	
日本版畜産 G A P 認証取得等支援事業のうち日本版畜産 G A P 認証審査支援の事業実施主体	生産局長
日本版畜産 G A P 認証取得等支援事業のうち日本版畜産 G A P 指導推進支援の事業実施主体	
事業実施主体が都道府県又は市町村の場合	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合	生産局長
日本版畜産 G A P 推進等支援事業の事業実施主体	生産局長

（注） 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第91条に定めるところによるものとする。